

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特別利用の許可等	
根拠条例等・条項	堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第13条	
所 管 課	文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課	
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。 ・特別利用の許可を受けた者は、1回1点15,000円の範囲内において市長が定める利用料を納付しなければならない。 	
標準処理期間	標準処理期間	10日間
	標準処理期間を設定できない理由	